

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、亡くなった両親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずである。同居していた両親の納付記録は保険料が納付済みとなっているのに、自分の記録だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金保険料を納付していたとする両親は、いずれも国民年金制度発足時に国民年金に加入し、父親は昭和 47 年*月に死亡するまでの期間、母親は 60 歳に達するまでの期間の国民年金加入期間について、いずれも国民年金保険料をすべて納付しており、両親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の両親は、申立期間についても国民年金保険料が納付済みであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、20歳の時は学生であり結婚するまでは、昭和51年に亡くなった父が私の国民年金保険料を納付していた。私は両親から、「あなたの国民年金保険料は、20歳になった月から勤めていた期間を除いて納付してきている。」と聞いていたので、申立期間の国民年金保険料の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であり、当該期間直後の期間の国民年金保険料が納付されている上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していること、国民年金被保険者資格の種別変更手続も適切に行っていることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前の被保険者の記号番号払出時期から見て、昭和49年4月ごろ払い出されていることが推認され、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続

及び申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする父親は既に死亡しており、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に、同社B工場における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月21日から34年6月29日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和32年5月から平成9年12月までA社B工場に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

会社から在籍証明書を交付してもらったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が申立期間を含む昭和32年5月1日から平成9年12月31日まで継続して勤務していた旨を証明しており、申立期間において同社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚3人は、申立人が申立期間において同社B工場に継続して勤務していたと供述している。

また、上記同僚3人を含む、申立人と同様に工場勤務経験を有する同僚9人全員が、自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録は符合すると供述しており、A社も、申立期間当時、臨時工であっても、勤務していれば厚生年金保険に加入させていた旨を回答しており、同社B工場に継続して勤務している者については、昭和34年6月1日に同社本社における被保険者資格を喪失し、同社同工場が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日に同社同工場における同資格を取得している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年4月の社会保険事務所の記録などから、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格喪失届及び資格取得届が提出された場合には、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、並びにその後の資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所にこれを記録しないと考える上、申立期間に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日及び資格取得日に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から34年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本店（社会保険事務所（当時）の記録では、「A社」）における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月31日から10年1月1日まで
平成6年4月から21年3月までA社に継続して勤務していたが、9年12月の1か月間が厚生年金保険の未加入期間となっていることが判明した。この時期はC地方からD地方に転勤になった時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社B本店が保管する社員基本台帳並びに同僚の供述などから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（平成10年1月1日にA社B本店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B本店における平成9年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している一方で、厚生年金保険被保険者資格喪失届における手続きに誤りがあった可能性を認めており、事業主が資格喪失日を平成10年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを9年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月23日から同年11月9日まで

A社B支店から同社C本社に異動した際の事務処理の不備により、20年以上継続して在籍していた同社の厚生年金保険の被保険者記録が途切れている。会社から在籍証明書も入手しており、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年11月9日にA社B支店から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、詳細は不明であるが、納付したものと思われるが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社清算事務局を経て現在は清算終了）における資格取得日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から同年4月1日まで

申立期間については、継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、同社における異動時の手続き誤りによるものと思われる。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社清算事務局の回答（異動歴）並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年3月1日にA社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、B社清算事務局は不明としているが、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社本社において、異動により申立人と同日（昭和41年4月1日）に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる同僚14人のうち12人については、いずれも申立人の資格喪失日（昭和41年3月1日）と同日又は翌日に資

格を喪失しており、社会保険事務所に 12 人全員の取得日を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（平成18年にB社に改称）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで
昭和47年8月にA社に入社し、その後、関連会社のC社とD社に出向し、50年3月21日にA社に戻った。

私の厚生年金保険の記録を見ると、D社からA社に戻った時に申立期間の加入記録に空白があり、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からの出向解除通知が昭和50年3月21日であったと記憶しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年3月21日にC社において被保険者資格を喪失し、D社において同日に被保険者資格を取得している者は、「申立人は、私と同一日に出向解除の辞令を受け、私と入れ違いにA社本社に戻ったと記憶している。」と供述していること、及び申立人のA社本社における当時の上司二人は、いずれも「申立人は、昭和50年3月に出向解除後、D社からすぐに当社本社の営業に戻って、同年3月も仕事をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様にA社の関連会社に出向した後、A社に戻ったと思われる従業員が9人確認でき、これらの者の被保険者記録を見ると、申立人を除き被保険者期間に空白がある者は確認できないこ

とを踏まえると、当該事業所は出向者に対し、出向解除と同時に当該事業所において厚生年金保険に再加入させていたと考えられ、申立人についても、当該同僚と同様の取扱いがなされたものと認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、破産している上、当時の事業主からの供述も得られないため、不明であるが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月25日まで

A社C出張所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和37年5月25日となっているが、私の採用は同年4月1日付けである。定年退職後に年金給付を申請した時に、厚生年金保険への加入が1か月遅れているのが判明した。B社本社に相談したところ、年金記録確認第三者委員会に申立て後に同委員会から照会があれば、在職期間の証明をすとの回答であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人材元帳、事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和37年4月1日にA社D支店管内の同社C出張所に入社し平成8年3月に同社を退職するまでの間、継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、申立人は正社員での採用であったと回答しており、申立期間当時にA社E本社において人事を担当していた者は、「昭和37年4月の採用は、40人程度で、E本社において1週間ほどの研修を行ったが、その中に、申立人も含まれていた。申立人は、F本社での採用であったと記憶している。採用後の試用期間は無かった。」と供述しているほか、上司や複数の同僚が、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かったと供述している。

さらに、同期採用の同僚のうち、A社C出張所を管轄する同社D支店に係る被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚3人のうち供述を得られた二人は、いずれも「申立人を含む私たち4人は、A社D支店管内に配属された。」と供述しており、申立人を除く同僚3人が、同社D支店において被保険者資格を昭和37年4月1日に取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の昭和37年4月の保険料について、一時金支払いの稟議記録が残っており、同月の保険料は納付していなかったと思われる。」と供述していることから、事業主は、社会保険事務所に記録どおりの資格の取得届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録のうち、平成5年1月は16万円、6年9月は15万円及び7年1月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 20 日から平成 2 年 7 月 21 日まで
② 平成 2 年 9 月 27 日から 3 年 12 月 24 日まで
③ 平成 4 年 1 月 30 日から 8 年 2 月 7 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、並びにC社に勤務していた申立期間②及び③における標準報酬月額記録は、実際に支給されていた給与額より低額な記録となっている。

A社における給与支払明細書等の資料は無いが、C社では毎月渡されていた2枚の給与支払明細書が残っているため、これら申立期間に係る標準報酬月額記録を実際に支給されていた給与相当額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成5年1月は16万円、6年9月は15万円及び7年1月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成4年1月から同年12月までの期間、5年2月から6年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、及び7年2月から8年1月までの期間については、申立人が提出した厚生年金保険料控除額が記載された給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できることなどから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間①について、B社では、「当時の社会保険関係資料等は保存しておらず、申立ての事実については確認できないが、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、当該届出に基づく保険料控除を行っているはずである。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「私のA社における標準報酬月額に不自然な点は無い。」と供述しているほか、申立人の同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

また、オンライン記録によれば、申立人の当該事業所における標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支払明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、C社では、「申立人に係る関係資料等が保存されていないことから、申立ての事実について確認することができない。当時の事務担当者に確認したところ、申立期間当時、日勤と夜勤をする者には、それぞれの勤務時間に係る給与支払明細書を交付していたが、勤務時間が短い夜勤分については厚生年金保険に係る届出を行っておらず、保険料控除も行っていなかったと聞いている。」と回答している上、同事業所に勤

務していた申立人の同僚は、「日勤及び夜勤をする者には、それぞれの勤務時間に係る給与支払明細書を交付していたが、勤務時間が短い夜勤分については厚生年金保険に係る届出が行われておらず、保険料控除も行っていなかったと記憶している。」と供述している。

また、オンライン記録によれば、申立人の当該事業所における標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与支払明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は大学生であったが、親に勧められて、国民年金に任意加入することにし、加入手続は、父が行ってくれた。国民年金保険料は、母が A 銀行で定期的に納付してくれ、領収書を受け取っていたと思うが、現在は手元に無い。

申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずなので、調べて納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は大学生であったと供述していることから、国民年金の任意加入対象期間であると考えられるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が強制加入となった昭和 61 年 4 月 1 日に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間とされていることから、当該払出時点において、制度上、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、父親が国民年金の加入手続をしたと申し立てているところ、申立期間に、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと供述している上、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、姉が 24 歳であった昭和 60 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できるが、56 年 2 月に 20 歳に到達し、国民年金の強制加入被保険者となる姉についての加入手続が、この時点までなされていないにもかかわらず、一方で、申立人のみが 58 年 4 月から任意で国民年金の被保険者となっていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から47年10月まで

夫が旧A社に勤務していたが、兄嫁に勧められて昭和42年7月ごろにB市役所において国民年金に加入し、保険料を納付していた。国民年金保険料は集金人に納付し、その際に国民年金手帳を提出しており、集金人が、国民年金手帳の右側の切り取り部分（「印紙検認台紙」と思われる。）を切り取って持って帰った記憶があるので、保険料は納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年7月26日にB市役所において任意加入により払い出されていることが確認できるものの、同市役所が保管する国民年金納付記録において、申立人の国民年金保険料の納付記録を確認することができない。

また、申立人は、国民年金手帳の右側の印紙検認台紙部分が切り離されていたことを記憶していることから、申立期間の国民年金保険料が納付済みであると申し立てしているところ、印紙検認台紙は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、割印の上、切り離し、社会保険事務所（当時）に送付することと定められていたことを踏まえると、申立人の同記憶は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和44年4月から47年10月までの期間については、オンライン記録によると、申立人は、44年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、国民年金保険料の納付期間、納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧なため、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 46 年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所 (当時) に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付記録が確認できないとの回答をもらった。

昭和 48 年 12 月に、夫婦一緒に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った時に、妻が過去 10 年間分ぐらいの私の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したので申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 12 月 18 日にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳 (マイクロフィルム) から、申立人及びその妻は、共に、昭和 48 年 12 月に、46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は、国民年金への加入時点において、過年度納付が可能な 46 年 10 月までさかのぼって保険料を納付したものと推認でき、この時期から国民年金保険料の納付が開始されたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を一括納付した時に書いてもらった資料として国民年金保険料の計算式が記載されたメモを提示しているが、同メモに記載されている金額は申立期間の保険料の納付に必要な保険料額と相違しており、申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料とは認め難い。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、「国民年金の加入手続をした時に、過去 10 年間分ぐらいの国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した。」とするほか、国民年金保険料の納付状況等に関する具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで

私は、昭和 36 年の国民年金制度が始まる時期に、A 市役所職員の訪問を受け自宅で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に自宅で納付していた。当時持っていた国民年金手帳に印紙が貼り付けられていたこと、及び日付のある丸いスタンプを押してもらっていた記憶があるので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、1 回目は昭和 36 年 2 月 3 日に申立人の母親と連番で、2 回目は 44 年 10 月 28 日に、払い出されていることが確認できるが、申立人及びその母親の同記号番号に係る最初の同払出簿の備考欄に「47 取消」の押印がある上、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳に、2 回目に払い出された同記号番号と重複につき 47 年 3 月に整理統合された旨の記載があり、1 回目に払い出された同記号番号が取り消されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人の母親は、昭和 42 年 7 月 24 日に国民年金に任意加入していることが確認できるが、それ以前は申立人同様に国民年金への加入記録は確認できない。

さらに、申立期間は 7 年 6 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで

社会保険料滞納のため、社会保険事務所（当時）から派遣社員の標準報酬月額を引き下げるよう指示があったので、平成 15 年 4 月 1 日から標準報酬月額を減額する旨を勤務していた A 社から説明を受けたが、実際受け取っていた給料はもっと高額なので、受け取っていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、申立期間のうちの 11 か月分の給与明細書及び A 社が提出した申立期間の全期間の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、社会保険事務所の指示により標準報酬月額が引き下げられた旨を申し立てているが、同事務所が保管している滞納整理簿には、かかる指示の記載は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、さかのぼって引き下げられているなど、行政側における不自然な事務処理は確認できない。

さらに、聴取できた同僚は、オンライン記録どおりの控除が行われていたと思うと供述している。

このほか、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月 30 日から 27 年 3 月まで

A管理事務所に雇用され、B施設等にC業務担当として勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答をもらった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の所管局が保管する同事業所の被保険者名簿によれば、申立人が昭和 24 年 7 月 1 日に被保険者資格を再取得し、同年 10 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、当該資格喪失日以降における申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、A管理事務所の近隣のD及びEの両管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚は連絡先が不明で供述を得られないとともに、A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる者からも、申立人について具体的な供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 10 月まで

私は、昭和 58 年 4 月から 63 年 10 月まで A 市 B 区にあった C 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする C 社は、社会保険適用事業所名簿及びオンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同事業所に係る法人登記も確認できない。

また、申立人は、「C 社の社長は、社員が 5 人以上になったら社会保険に加入すると言っていた。従業員は 6 人から 7 人ぐらいいたが、社員が何人いたかは分からない。労働時間は不規則で、給料は歩合給であった。在職中には健康保険被保険者証はもらえず、申立期間当時は、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

なお、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は既に死亡している上、申立人は同僚の名前を憶えていないことから、事業主及び同僚の供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1797（事案 917 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 10 月まで

A 社（現在は、B 社）において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。健康保険証を使った記憶があり、また、同期入社と同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) 昭和 35 年 3 月に同じ学校を卒業し、同時に入社したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっているとともに、ほかの同窓であり同期に入社し同年 9 月 1 日前に当該事業所を退職したとする同僚については、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立人の同窓で同期に入社し、その後、申立人と同じ事業所に転職した同僚の供述から、同事業所は申立人の転職活動を把握した上で、同年 9 月 1 日の厚生年金保険の被保険者資格取得届から申立人を除外した可能性がうかがえること、iv) 給与明細書が無い上、承継事業所にも関連資料が保管されていないことなどから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会で『宙に浮いた年金記録』との突き合わせもされていない様子であり、もう一度調査をお願いするものである。」と申し立てしているところ、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方

で検索したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当時の事業主が経営していた他の適用事業所であるC社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社の複数の同僚は、「申立人に係る記憶は無く、当時、会社は草創期で試用期間どころか組織も出来上がっていなかった。専門学校卒業か否かは関係なく、技術力、即戦力の人か否かで正社員にしていた。」、「試用期間が3か月から6か月あった。」などと供述している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 19 日から 39 年 7 月 10 日まで

A社において事務職として勤務していた期間のうち、初めのころの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 7 月 19 日からA社B支店で勤務していた。」と申し立てているところ、申立人が申立期間当時にA社B支店の上司として名前を挙げる二人のうち一人は、「私は、昭和 41 年にA社B支店に入社した。」と供述し、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず連絡先が不明である上、当該事業所の創業時から在籍していたとする当時の取締役二人は、「申立人は、昭和 39 年ごろに入社したと思う。」、「私が、申立人の採用を決裁した。申立人は昭和 39 年 7 月から 44 年ぐらいまで勤務していたと思う。勤務の記録が私より古い訳が無い。」と供述しているほか、オンライン記録によれば、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、外国籍を持つ当時の事業主は、連絡先が不明のために照会することができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿にある複数の者に聴取しても、これらの者は、「経営者が外国の方で、社会保険については分かっていた。」、「試用期間があったと思う。」、「会社は支店ごとの独立採算制を取っており、各支店で社員の取扱いは異なっていた。」、「私自身、最初の1年間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「給料計算、社会保険の手

続は本社で行っていたが、営業職はオールコミッションで、業務委託の形を取っていたので、厚生年金保険の適用は無かったと思う。」と供述していることから、当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

なお、上記の取締役二人のうち一人は、「C社が昭和 37 年 4 月に A 社を設立した。同社の営業部門は、C社に置かれていたが、業務内容が違う A 社の組織を整えるのに時間がかかり、厚生年金保険に全員が加入するようになったのは 38 年 5 月以降だと思う。」と供述しており、上記の事業所別被保険者名簿によれば、当該取締役二人の当該事業所に係る被保険者資格の取得日は、昭和 38 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

申立期間については、A 県内の B 町立 C 中学校及び D 村立 E 中学校で臨時的任用教員として勤務していた。臨時的とはいえ、22 か月もの長期間雇用しておきながら、厚生年金保険料を給与から控除しないことはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 F 事務所（平成 19 年 3 月までは同 G 事務局）が提出した期限付任用員発令書により、申立人が、申立期間①については B 町立 C 中学校に、申立期間②については D 村立 E 中学校に臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、事業所台帳及びオンライン記録により、C 中学校が厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、申立期間②については、オンライン記録により、i) E 中学校が厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 3 月 31 日までの期間であったこと、ii) G 事務局が厚生年金保険の適用事業所となったのは 52 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、F 事務所では、C 中学校及び E 中学校に当時の関連資料は保存されておらず不明であると回答している上、G 事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前が確認できるものの、申立期間には被保険者記録が確認できない 6 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち、二人については、当該期間に勤務したことがあると供述していることから、同事務局では、必ずしも勤務実

態どおりに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、G事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間②の記録は確認できない上、同原票において同期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月27日から30年10月27日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

給与から控除されていた厚生年金保険料額等は記憶にないが、申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、関連資料を保管していない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間以前の期間に被保険者資格を取得し、昭和29年10月27日以降に同資格を喪失していることが確認できる同僚7人のうち、唯一連絡が取れた同僚は、同資格の喪失日が申立人と同日となっており、「申立人と私は一緒に退職した。退職日はA社の被保険者記録に間違いはない。」と供述している上、申立期間に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員17人のうち、供述を得られた4人は、いずれも「申立人と一緒に勤務していない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る当該被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が昭和29年7月1日に申立事業所において被保険者資格を取得し、同年10月27日に同資格を喪失していることは確認できるものの、当該被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 17 年 1 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで

私が A 社 B 営業所（申立期間①）及び C 社（申立期間②。現在は、D 社）に勤めていた期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の記憶は明瞭でないが、厚生年金保険には加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の取締役及び申立期間に同社に勤務していたとする従業員のうち供述が得られた二人に照会したところ、いずれも「A 社 B 営業所は無かった。」と供述している上、申立人が同社 B 営業所の所長であったとして名前を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前に被保険者資格を喪失していることが確認できるなど、当該期間における勤務実態が確認できない。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社 B 営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②については、D社が保管するC社に係る雇用契約書、労働者名簿により、申立人が同事業所に在籍していたことは認められるものの、当該労働者名簿によると、申立人は平成17年10月1日に入社し、同月23日に退職した記録となっており、同社が保管する同期間の賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該契約書によると、申立人は、C社が厚生年金保険被保険者適用外として雇用契約を交わしていることが確認でき、同社における厚生年金保険被保険者としての資格要件を満たしていなかったことがうかがえる。

なお、申立人は、申立期間②の大部分を含む平成17年3月31日から18年2月2日までの期間について、E市F区において、国民健康保険被保険者となっていることが確認できる。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 25 日から 35 年 8 月 25 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、加入記録があるのは入社時の1か月のみで、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。

A社には、昭和 33 年 7 月に入社してから 35 年 8 月にB社に入社するまでの間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 33 年 7 月 1 日に同事業所において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が記憶している当時の勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に継続して勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録も確認できず、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができない上、同事業所に勤務していた同僚で連絡の取れた者4人に聴取したところ、うち3人は、いずれも「申立人に係る記憶は無いが、当時、厚生年金保険への加入を希望しない者については、被保険者資格の取得手続は取られていなかった。」と供述しており、残り一人は、「私の場合、入社してすぐに厚生年金保険に加入手続を行っていたと思うが、はっきりとは記憶しておらず、同僚の加入状況は分からない。ただ、途中で本人の希望制に変更されたのではないか。」と供述していることを踏まえると、同事業所では、必ずしもすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者資格は昭和 33 年 8 月 25 日に喪失している記録となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が当該事業所において申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 50 年 5 月 3 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間においては自分が所有する車を使用して、A社の製品の運送に従事していたにもかかわらず、加入記録が確認できない旨の回答であった。

次の事業所に勤務する直前まで当該事業所の運送作業に従事したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身が所有する車を持ち込んでA社の運送業務に従事していた旨を申し立てているところ、公共職業安定所の雇用保険情報により、申立人のA社に係る記録は確認できず、また、同社は、「申立期間当時は運送業務の一部を外部に委託していたが、委託先の職員を当社の厚生年金保険被保険者として取り扱うことは無く、当社が保管する『社会保険扶養綴』に申立人に係る記録は確認できない。」と回答しており、申立人が同社と直接の雇用関係にあったことはうかがえない。

さらに、申立人と同様の業務に従事していたとする申立人が記憶する同僚に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間直前の昭和45年6月1日から47年7月1日までの期間については、A社の関連会社であるB社に係る厚生年金保険被保険者期間であることが確認できるが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が47年7月1日として届け出られている

ことが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月15日から32年4月1日まで

私は19歳の時にA社B礦業所に就職したが、満60歳になり、厚生年金保険の受給手続を行うために社会保険事務所(当時)へ行った時に、入社して約6年間以上も勤務したにもかかわらず、最初の約3年間について厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

社会保険事務所の回答では、A社B礦業所での私の健康保険の被保険者資格取得年月日は昭和29年3月15日と記録されているが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は32年4月1日の記録であるとのことであった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B礦業所が作成した臨時夫に係る「被保険者番号台帳」により、申立人に係る健康保険の資格取得年月日が「29. 3. 15」、資格喪失年月日が「35. 4. 8」と記録されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に社会保険事務所に提出した同社作成の個人別の「被保険者台帳」により、申立人は昭和29年3月15日に健康保険のみの被保険者資格を取得した後、32年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録は、オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録と一致している。

また、当該事業所が作成した臨時夫に係る「被保険者番号台帳」及び個人別の「被保険者台帳」から、申立人以外にも同様に資格の取得及び喪失手続が

行われている者が多数存在することが確認できることを踏まえると、同事業所では、臨時夫については、健康保険への加入と同時に必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関連資料や事業主等の回答を得ることはできないことから、事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月30日から6年5月1日まで
② 平成6年5月1日から9年2月28日まで

申立期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成5年6月30日となっているが、同日以降も継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A社における標準報酬月額は30万円となっているが、実際の標準報酬月額は53万円であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月1日）の後の平成5年12月22日に、同年10月1日付けの定時決定に係る記録が取り消されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年6月30日として処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、オンライン記録及び法人登記簿により、当該事業所における事業主であり、かつ、代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「当時、取引銀行からの融資停止により、会社の経営状態が悪くなり、社会保険料を滞納したために、厚生年金保険から脱退させ

られた。社会保険事務手続は当時の従業員が行っており、社会保険事務所（当時）とのやりとりは分からない。」としているが、当時の従業員二人は、それぞれ、「社会保険料の滞納があったことから、平成5年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことは記憶しているが、誰がその手続を行ったのかは分からない。」、「平成5年12月ごろ、厚生年金保険の適用事業所でなくなったような話は聞いたことがある。詳しいことは分からないが、事業主は承知しており、実際の事務手続は総務担当か経理担当者が行っていたと思う。」と供述していることなどから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、当時の従業員二人は、いずれも、「当時、標準報酬月額が下げられたような記憶は無い。」と供述しているほか、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人は申立期間②における標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人が提出した平成7年12月1日から8年11月30日までの期間に係る決算報告書により役員報酬手当額が確認できるものの、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月20日から同年8月20日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の前身企業であったB社を承継する企業であるC社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚4人については申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できず、このうち二人の同僚は、申立人が勤務していた記憶はあるとしているが、いずれも当時の厚生年金保険の適用については分からないと供述しているほか、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月から 24 年 6 月まで

A協同組合（現在は、B協同組合）に販売担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA協同組合における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、B協同組合では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A協同組合に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人は昭和21年ごろから、申立事業所の前身であるC会において販売担当として勤務していたことを記憶しているが、私の場合もC会における厚生年金保険被保険者記録は無い。」、「私は昭和23年8月に厚生年金保険に加入しており、当時、女性職員は私を含め4人いたが、申立人に係る記憶は無いので、申立人は私が就職する前に勤務していたのではないか。」、「申立人に係る記憶は無い。私は昭和23年4月から勤務しているが、厚生年金保険加入記録は同年8月からとなっており、勤務当初は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当時、同事業所では必ずしもすべての職員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人のC会

及びA協同組合における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、両名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年8月1日まで

A社（現在は、B社）C支店のD営業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和22年3月1日に入社し、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の経歴書から判断すると、申立人が昭和22年3月1日にA社に入社し、申立期間において継続して勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、B社は、「申立人は、B社の設立（昭和26年5月1日）前のA社の採用であるので、申立期間に係る社会保険関係資料は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、このうち、申立人と同じ昭和22年3月1日に入社している二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、勤務期間については分からない。私はE営業所に昭和22年3月1日に入社したが、見習期間が3か月あり、同年7月1日に本採用となり、厚生年金保険には同年8月1日に加入している。」、「私はE営業所の採用であるが、申立人に係る記憶は無い。私は、昭和22年3月1日に入社したが、数か月間の見習期間経過後に本採用となり、その後厚生年金保険に加入したと思う。」、残りの一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間については分からない。私は学校を卒業と同時にE営業所に入社したが、当時、見習期間があった。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和22年8月1日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年ごろまで
③ 昭和 54 年ごろから 55 年 3 月まで

A社、B社及びC社に勤務していた各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、当時、3か月間の試用期間を経て正社員となった者について、社会保険の加入手続を行うこととしていた。しかし、厚生年金保険の加入は選択できたことから、給料の手取額を多くするために厚生年金保険に加入しない者が多かった。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間は分からない。当時、私は結婚していたので、厚生年金保険に加入していたが、若い人の中には加入していない者もいたことから、厚生年金保険の加入は選択できたと思う。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立期間③について、申立人が勤務していたと主張しているC社については、オンライン記録によれば厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年10月1日であり、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主の夫に照会したところ、「当時、実際の事業経営は私が行っていたが、申立人の名前に記憶は無く、関係資料も保存していないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無

い。申立事業所は規模が小さい上に経営状態が悪く、給与が支給されないこともあって、辞めざるを得なくなった。当時の厚生年金保険の適用については分からない。」「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年10月1日に被保険者資格を取得した10人のうち、8人は、当該事業主の夫が経営している別事業所からの異動者であることが確認できるものの、申立人が主張しているB社からの異動者は確認できない。

4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 19 日から同年 12 月 5 日まで

A社のB丸に機関長として乗船していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人が申立期間においてA社のB丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。以前は、船員を船員保険に加入させようとしても、短期間で辞めてしまうため、結果的に加入手続きができなかったことはあったようだ。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「A社では、ほとんどB丸に乗船していたが、申立人に係る記憶は無い。B丸は船長以下8人で運航していたが、短期間で船員が入れ替わることがあった。」、「申立人に係る記憶は無い。当時は、臨時で短期間乗船する船員が多く、臨時雇いの船員は船員保険に加入していなかったのではないか。」、「申立人に係る記憶は無い。当時は、常用雇用の船員のほかに臨時に短期間乗船する船員が多く、船員の入れ替わりが激しかったため、臨時雇いの船員などには、試用期間が設けられていたのではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では、雇用形態によって必ずしもすべての船員について船員保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、国の所管局では、「平成 17 年 1 月 4 日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険への加入を確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入を確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇止の記録を

もって船員保険への加入を推認することはできない。」と回答している。

さらに、当該事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における被保険者証の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の各月における給与の内訳を記載したとするメモ帳の写しを提出しているが、当該メモ帳の写しには支給年が記載されておらず、記載されている各月の船員保険料控除額について申立期間当時の船員保険の保険料率に基づき標準報酬月額を試算した結果、当時の船員保険の標準報酬月額等級表に定められたいずれの標準報酬月額とも一致しない上、申立人は、同メモ帳以外に申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。